

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

一般社団法人 日本民間放送連盟

意見

<意見 1 >

- ・ 該当箇所
全体

- ・ 意見内容

○「表現の自由」と「個人情報の保護」の関係について

われわれは、個人情報保護法に関する議論については、一貫して「個人情報の保護の重要性は理解するが、この法律によって国民の知る権利に応えるための『報道の自由』や『表現の自由』が制約されることがないように」主張してきました。個人情報保護法は「国民の知る権利」と「個人情報の保護」との微妙なバランスの上に成り立っていることから、今後の検討にあたっては、「表現の自由」や「報道の自由」が制約されたり、国民の知る権利が損なわれたりすることのないよう強く求めます。

<意見 2 >

- ・ 該当箇所

「大綱」13ページ「IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」の「1 第三者機関の体制整備」「(2) 権限・機能等」を中心として第三者機関に関する記述全般。

- ・ 意見内容

○放送機関に対して第三者機関の機能・権限が制限されるべきことについて

現行の個人情報保護法は、放送機関などが行う報道の用に供する目的で個人情報を提供する行為には、主務大臣は権限を行使しないことが規定されており（第35条）、また、放送機関が取り扱う個人情報が報道目的である場合には、当該放送事業者の個人情報取扱事業者としての義務規定は適用されないことが併せて規定されていますが（第50条）、これらは今後の制度整備後も、当然維持されるものと考えます。

そのうえで、「大綱」では、法令や民間の自主規制ルールを実効性あるものとして運用するために、独立した第三者機関の体制を整備するとされ、「現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定・監督等を行う」ことが想定されていますが、「大綱」ではその権限の及ぶ範囲が明確には示されていません。

第三者機関についても、立法化に際しては、その権限が報道機関に及ばないことを明確にするとともに、報道分野における個人情報の保護等に関する施策は、これまでどおり、報道機関の自主的な取り組みに委ねることを規定するよう、強く求めます。

<意見3>

・ 該当箇所
記述なし

・ 意見内容

○国の啓発活動の必要性について

個人情報保護法が制定されて以降、市民生活の様々な場面で、法が規定する個人情報取扱事業者に対する規制の枠組みを超えた過剰な情報提供の制限や情報の取扱者の委縮が起こっていることが実感されます。このような社会の過度な匿名化は公益をも損なうこととなり、今回の制度整備の主旨である「利活用の壁」の解消にも支障となるものです。

今回の「大綱」には記述がありませんが、報道機関の報道活動に対する情報提供に主務大臣が権限を行使しないよう規定していることをはじめとして、個人情報保護法の正しい理解のために、国が引き続き、国民に対する啓発活動を行うよう求めます。